

議案第 29 号

天理市国民健康保険条例の一部改正について

天理市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成22年 3 月 8 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の 2 の 6 第11項若しくは第15項又は第35条の 3 第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第19条において「租税条約実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から

地方税法第314条の2第2項」に、「山林所得金額の合計額(」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(」に改め、同条第2項中「又は山林所得金額」を「若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額」に改める。

第19条第1項第1号中「地方税法第313条第3項」を「同法第313条第3項」に、「山林所得金額の算定」を「山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定」に、「山林所得金額の合算額」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額」に改め、同項第2号及び第3号中「山林所得金額」の次に「並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」を加える。

附則第4条から第9条までを削り、附則第10条を附則第4条とし、附則第11条を附則第5条とする。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

##### ( 適用区分 )

第2条 改正後の天理市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。